



2026 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 長岡 宏
(コード番号：7238 東証プライム)
問合せ先 執行役員 コーポレート部門長 前上 亮子
(TEL：03-5299-7629)

第 14 回株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行要項の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 12 日の取締役会において発行を決議した、当社取締役（業務執行取締役。以下同じ）、取締役を兼務しない執行役員及び部門長級幹部社員を対象とする株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期の 2 種類の新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）に関して、本日開催の取締役会において、発行要項の一部変更を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更する理由

当社は、2025 年 8 月 7 日に公表しました中期経営計画（詳細につきましては、同日付「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。）の達成に向けたインセンティブ付けを目的として、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び部門長級幹部社員の経営努力を中・長期的な報酬に反映するために、本新株予約権を付与しております。

今般、本制度が本来意図する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ機能をより適切に発揮できるよう、権利行使資格喪失時の取扱い及び対象期間の定義について見直しを行うこととし、下記 2. のとおり発行要項を変更することといたしました（以下「本変更」といいます。）。

なお、当社は、本変更後の本新株予約権について、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに公正価値の算定を依頼しており、当該算定結果を前提として、本変更が新株予約権の有利発行に該当しない旨を外部法律事務所に確認しております。

2. 変更内容（下線を付した部分は変更箇所を示しています。）

変更前	変更後
I. 第 14 回（A）業績条件付き中期新株予約権	I. 第 14 回（A）業績条件付き中期新株予約権
3. 新株予約権の内容	3. 新株予約権の内容
（6）新株予約権の行使の条件	（6）新株予約権の行使の条件
② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数上限として本新株予約権を行使することができるもの	② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に <u>2025 年 4 月 1 日</u> から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数上限として本新株予約権を行使することがで

とする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。 ③ 新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、<u>権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。</u>なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。	きるものとする。但し、2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。 ③ 新株予約権者は、2031年10月10日の経過前に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。但し、権利行使資格の喪失について、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、割り当てられた新株予約権に、<u>2028年3月期終了時における上記①に基づく行使可能割合又は2025年4月1日以降に当社の取締役、執行役員又は部門長級幹部社員のいずれの地位に在籍した日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。</u>なお、割当日時点において取締役である者については、取締役及び役付執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。
II. 第14回（B）業績条件付き長期新株予約権	II. 第14回（B）業績条件付き長期新株予約権
3. 新株予約権の内容	3. 新株予約権の内容
（6）新株予約権の行使の条件	（6）新株予約権の行使の条件
② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、割当日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。	② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、当社が本中期経営計画を廃止又は撤回した場合には、割り当てられた本新株予約権の数に2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合（但し、100%を上限とする。）を乗じた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。但し、2025年4月1日から行使日までの日数を対象期間の日数で除した割合が70%以上であることを要するものとする。
③ 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、<u>権利行使資格を喪失した日における上記①に基づく行使可能割合又は割当日から権利行使資格を喪失した日までの日数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数</u>	③ 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位（以下、「権利行使資格」という。）を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、<u>2028年3月期終了時における上記①に基づく行使可能割合又は2025年4月1日以降に当社の取締役又は執行役員のいずれの地位に在籍した日から権利行使資格を喪失した日までの日</u>

を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。	数を対象期間の日数で除した割合のいずれか小さい割合を乗じた数を上限として、本新株予約権を行使できるものとする。
---------------------------	---

以 上